

【声明】

広島市と広島県は、「黒い雨」による被爆者の長年にわたる願いと苦しみに心を寄せ、控訴を断念し、速やかに被爆者健康手帳を交付せよ

2020年7月31日
反核医師の会代表世話人会

7月29日、広島地裁は、原爆投下後に放射性物質を含んだ「黒い雨」を浴びて健康被害が生じた広島市や広島県安芸太田町の住民84人（うち16人は死亡）に対し、広島市と広島県が行った「被爆者健康手帳の交付申請却下処分」の取り消しを求めた訴訟で、原告全員を被爆者と認める判決を言い渡した。

判決では、「黒い雨」が降った範囲について、これまで国が根拠としてきた「広島管区気象台の調査に基づく広島市中心部の爆心地から市北西部にかけて広がる長さ約19キロ、幅約11キロの『大雨地域』（いわゆる「宇田雨域」）」にとどまるものではなく、「より広い範囲に降った事実を確実に認めることができる」と判断した。

また、「黒い雨」を浴びたとする原告の証言は信用できるとし、「原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患したことが認められる」として、原告84人全員への被爆者健康手帳の交付を命じた。

原告は、原爆投下された当日、または、その直後に「黒い雨」を浴び、その後、国が被爆者健康手帳の交付対象とする11疾病のがんや白内障などを発症し、被爆者健康手帳の交付を申請したが、「大雨地域」の周辺の「小雨地域」や、その外側に住んでいたとして却下されていた。

国の「大雨地域」、「小雨地域」の線引きは、75年前の原爆投下直後の混乱期に、しかも、わずか数人で調査されたものを根拠としてきた。この間、長年にわたって「大雨地域」周辺で「黒い雨」により被爆した人々は、その区域拡大を求めてきている。

広島市と広島県は、被爆地の自治体として、被爆者に寄り添うことが求められている。被爆から75年がたった今日、被爆者の多くは、すでに70歳代後半を超える後期高齢者である。被爆者にとっては、時間の猶予はない。「黒い雨」による被爆者の長年にわたる願いと苦しみに心を寄せ、市と県は、広島地裁の判決を受け入れ、控訴を断念すべきである。

本訴訟の被告は、広島市と広島県であるが、根本的には国の被爆者援護行政に問題がある。国、厚生労働省は、被爆者認定基準のありかたを抜本的に改め、「黒い雨」により被爆したすべての人々を被爆者と認めるべきである。

私たちは、核戦争防止、核兵器廃絶、被爆者援護を求める医師・歯科医師として、今回の判決を歓迎し、引き続き、「黒い雨」訴訟の全面勝利に向けて支援するものである。